

## 台風等非常時における授業の取扱いについて

県立広島大学 三原キャンパス教学課

台風の接近、その他不測の事態が生じた場合において、県立広島大学三原キャンパスで行う授業（学期末試験を含む。以下「授業」という。）の実施が困難な場合における授業等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### 1 授業の取扱いについて

#### (1) 休講について

広島地方気象台から三原市に大雨警報及び暴風警報が同時に発令された場合、警報発令後に開始する授業を休講とする。

#### (2) 警報解除等に伴い、授業を実施（再開）する場合

(ア) 午前6時30分までに警報が解除された場合

1時限の授業から実施する。

(イ) 午前10時までに警報が解除された場合

3時限の授業から実施する。

(ウ) 午後3時までに警報が解除された場合

6時限（大学院）の授業から実施する。

#### (3) 休講措置に伴う補講

休講となった授業は、原則として補講を行うこととする。

#### (4) 他キャンパス発信の遠隔講義の場合

遠隔講義の実施の有無にかかわらず、三原キャンパスでは上記の扱いとし、補講等については、後日調整を行う。

#### (5) 学外臨床実習の取扱い

実習担当教員は、学科長と協議しながら各実習施設の状況等により休講等の措置を決定し、学科長は、このことを学部長に報告する。

### 2 その他の緊急事態

地震等の緊急事態が発生し、授業の実施に支障があると認められる場合の休講等の措置については、学部長が決定する。

### 3 休講措置の周知方法等

(1) 学生及び教職員は、マスメディア等により警報発令状況等を確認し、適切に対応すること。

(2) 教学課は、掲示、Eメール、学生用ポータルサイト、学内放送等により速やかに学内に周知する。

(3) 教学課は、休講となる授業の非常勤講師に対して、速やかに周知する。